

◇ 使用人兼務役員になれない役員

Q : 役員は使用人兼務役員にしておくことで節税ができるそうですが、どんな役員でも使用人兼務役員になれるのでしょうか。

A : 一定の要件に該当する場合には、使用人兼務役員にはなれません。

【解説】

役員に対する賞与は損金に算入できませんが、使用人兼務役員に対して支給した賞与のうち、使用人としての職務に係る金額は損金に算入できるといったメリットがあります。

ところで、使用人兼務役員とは、部長、課長、工場長、支店長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する役員をいいますが、次に掲げる者は、使用人兼務役員になれないこととされています。

- (1) 社長、副社長、理事長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員
- (2) 合名会社及び合資会社の業務執行社員
- (3) 監査役及び監事
- (4) 同族会社の役員のうち次の要件のすべてを満たす者
 - ① その会社が同族会社であることについての判定の基礎となった一定の株主グループに属していること
 - ② その所属する株主グループの持株割合が10%を超えていること
 - ③ その役員（配偶者及びこれらの者の持株割合が50%以上である会社を含みます）の持株割合が5%を超えていること



KIMYO-I